

秘密情報の取扱いについて

平成 19 年 6 月 21 日
総合科学技術会議 評価専門調査会
「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」
評価検討会座長 伊澤 達夫

総合科学技術会議評価専門調査会「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」評価検討会(以下、「本検討会」という。)において、「最先端・高性能汎用スーパーコンピュータの開発利用」のシステム構成案に係る文部科学省の評価について検討(以下「本目的」という。)を行うにあたり、以下の 1. 及び 2. の情報を秘密情報として取扱うこととします。

1. 本検討会が文部科学省より本目的のために以下の方法で提示を受ける全ての情報。
 - (1) 秘密である旨を表示した書面で提示を受ける方法。
 - (2) 秘密である旨を明示して口頭またはプレゼンテーション等により提示を受ける方法。ただし、この場合、文部科学省に対し、秘密情報の内容範囲に関し事務局が書面等による確認を行う。
2. 1. の情報に基づき本検討会において行われる検討の内容及び同情報に基づき事務局が本目的のために作成する資料。

なお、1. 及び 2. にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については秘密情報から除外します。

- (1) 提示された時点で、既に公知となっているもの。
- (2) 提示された後に、自己の責によらず公知となったもの。
- (3) 提示された時点で、既に自己が保有していたことを証明できるもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持義務を伴うことなく取得したことを証明できるもの。
- (5) 提示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できるもの。
- (6) 書面により文部科学省から同意を得たもの。
- (7) 法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から開示の要求を受けたもの。